

北海道地域 I C T 活力推進会議設置要綱

(目 的)

第 1 条 北海道では、過疎化、高齢化等の社会問題並びに農業、漁業及び食等における地場産業の振興・創出による地域経済の活性化等、道内の地域が抱える様々な課題を解決することが求められている。

他方、I C T は、新たな富の創出や生産活動の効率化に大きく貢献し、生活を便利にするものであり、I C T の活用が地域経済の活性化のための重要な鍵として期待されている。

このような背景の下、北海道における諸課題の共有、さらに課題解決に向けて、I C T 利活用方策等を総合的に検討することにより、地域経済の活性化のための I C T 利活用方策及び産学官の役割等について取りまとめ、「I C T で、北海道を元気に、便利に、安全に！」の実現を目指すことを目的に、「北海道地域 I C T 活力推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置する。

(活動事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 北海道における諸課題の共有・分析
- (2) 地域経済の活性化に向けた I C T 利活用方策の検討
- (3) その他目的達成に必要な事項

(推進会議の構成等)

第 3 条 推進会議は、別紙の構成員で構成する。

- 2 推進会議に座長を置くこととする。
- 3 座長は、構成員の互選により選出する。
- 4 推進会議は、必要に応じて地域の情報化に関わる団体及び個人等に出席を求めることができる。
- 5 その他、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が定めるところによる。

(部会の設置)

第 4 条 推進会議は、課題についての個別検討等を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

(設置期間)

第 5 条 推進会議の設置期間は原則として平成 2 6 年 6 月までとする。

(庶務)

第 6 条 推進会議及び部会に係る庶務は、北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課及び総務省北海道総合通信局情報通信部電気通信事業課が行う。

附則

本要綱は、平成 2 5 年※月※日から施行する。
※施行日は第 1 回開催日とすること。